



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要



航空機搭載OK

コイン形リチウム電池組込機器です
航空危険物に該当しません

※リチウム電池取扱ラベル不要

- このラベルが利用出来るのは「コイン形リチウム電池が機器内に組込（セット）されている場合」に限られます。
- 機器から外した状態で同梱されている場合や、コイン形ではないリチウム電池（リチウム金属電池・リチウムイオン電池）の場合には「リチウム電池取扱ラベル」を貼付し、規格に沿った梱包を行なう必要があります。

●航空危険物の具体例

1. 火災危険物
花火、クラッカー、爆竹、発煙筒など
 2. 高圧ガス
引火性ガス：毒性ガス・その他のガス
ガスボンベ、ガスライター、ヘアスプレー、アークアラウング、消火器など
 3. 引火性液体
ガソリン、灯油、ペンキ、印刷用インク（筆記具用をのぞく）、接着剤、マニキュア、オイルライター、高濃度のアルコール(※1)など
 4. 可燃性物質
可燃性物質：自然発火性物質・水反応可燃性物質
マッチ、セルロイド、金属粉末、硫黄、固形燃料、木炭、活性炭など
 5. 酸化性物質
酸化性物質：有機過酸化物
過マンガン酸塩、過酸化ベンゾイル、過酸化水素水、硝酸肥料、漂白剤、酸素発生器など
 6. 毒物類
毒物類（毒物・病畜を移しやすい物質）
殺虫剤、消毒剤、農薬、染料、伝染性物質(※4)など
 7. 放射線物質等
放射線物質等(※4)
フルトニウム、ウラン、ラジウムなど
 8. 腐食性物質
液体バッテリー、水銀、強酸、強アルカリ、気圧計など
 9. その他の有害物質
ドライアイス、アスベスト、強い磁石、強い磁石、凶器(※2)、リチウム系電池(※3)など
- (※1)「高濃度のアルコール」とは24度以上の物を指す。ただし飲料に限り、24～60度（ゆうパックの場合24～70度）であっても、1容器あたり5リットル以内であれば航空輸送可。
- (※2)銃砲、刀剣などの凶器は、内国輸送時に限り「その他の危険物」扱いとなり航空輸送不可。
- (※3)機器組込（同梱は不可）のボタン電池に限り、航空危険物の扱いを受けないためリチウムラベルなしで航空輸送が可能。
それ以外のリチウムイオン電池・リチウム金属電池及びそれらを含む機器は、内国輸送時の差出時には相手国・内容により条件あり。（内国郵便については、リチウムラベルがあり適切な梱包がされたものは航空輸送可、それ以外は陸便）
- (※4)日本郵便利用時は、ゆうパック約款・国際郵便約款に則り差し出す物を除く。

●郵便禁制品

1. 爆発性
発火性、その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの
2. 毒薬、劇薬
毒物および劇物（巨公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師または毒物営業業者が差し出すものを除く）
3. 生きた原動物および生きた病原体を含むし、または生きた病原体が付着していると思われる物（巨公署、細菌検査所、医師または獣医師が差し出すものを除く）
4. 法令に基づき移動または頒布を禁止された物
5. 人に危害を与えるおそれのある動物（学校または試験所から差し出され、またはこれにあてておけるものを除く）